移送費の申請について

移送費

歩行不能又は著しく歩行困難な重症患者（被保険者又は被扶養者）が入院治療を要するときや、医師の指示により設備の完備している病院に転院して、必要な処置や手術を受けなければならない等、緊急やむを得ない理由があり、健保組合が認めたときは、患者の移送に要した費用（基準により算定した額）が、移送費として支給されます。

＜支給条件＞　　※以下すべてにあてはまることが必要です

１．移送により、適切な保険診療を受けるためのものであること
２．移送の原因である疾病又は負傷により、移動することが著しく困難であったこと
３．緊急その他やむを得なかったこと

申請できる費用

１．寝台自動車などを利用したときの運賃
２．運転手などを雇った場合は、その賃金・手当・宿泊料　など
３．医師や看護師の付添いが必要である場合は、医学的管理が必要と医師が判断した場合に限って、原則１人分の交通費・日当・宿泊料　など

提出書類

① 移送費承認届・移送費支給申請書

申請書内に、移送を必要と認める医師の証明を受けて提出して下さい。

② 移送に要した費用の領収書（原本）

必ず原本を提出して下さい。返却することはできません。
領収書内に金額の内訳が記載されていない場合は、内訳がわかる明細も添付して下さい。

支給額

最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の費用を基準に、健保組合が算定した額が支給されます。支払った額の全額が支給されるわけではありません。

提出締め･支給日

申請書は、毎月１５日（休日の場合はその前日）に締め切ります。
給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。
書類の不備や審査によって、支給が遅れる場合があります。

提出ルート

被保険者 → JSR健保

注意点

- 通院など、一時的、緊急的とは認められない場合は、移送費の支給対象となりません。
  （例　通院でタクシーを利用した場合、症状が安定してからの転院　など）
- 発病又は負傷の原因が、業務上・通勤途上中の事故による場合は、労働者災害補償保険（労災保険）の給付の対象となるため、健康保険へ移送費の申請はできません。
- 負傷の原因が、交通事故など第三者の行為による場合は、原則第三者へ請求して下さい。第三者へ請求できない場合は、健保組合までご相談下さい。
- 移送費は、移送に要した費用を支払った日の翌日から起算して２年を経過すると、時効により申請できなくなりますのでご注意下さい。

【提出先・お問い合わせ】
社内便：Y990　給付担当
社外便：〒510-8552　三重県四日市市川尻町100　ＪＳＲ健康保険組合　給付担当
TEL：059-345-8004　内線：227-3121

（R6.12）